

環境省法案概要と気候ネットワーク意見の比較表 2010・2・17

	地球温暖化基本法案(環境省案)	気候ネットワークの意見
目的	新たな産業の創出・就業の機会、経済成長を図りつつ地球温暖化対策を推進し、地球環境の保全、現在・将来の国民の健康で文化的な正確の確保に寄与	<ul style="list-style-type: none"> 産業革命前から気温上昇を2℃に止め、気候を安定させることを目的に明示すべき。 2050年80%削減という炭素制約のもとで、CO2排出と経済成長を切り離し、「温暖化対策による産業と雇用の拡大を図る」とすべき(桜井正光経済同友会代表幹事:温暖化対策ほど大きなニーズは他には見当たらない。毎日新聞2009年3月16日)。 持続可能な低炭素経済社会の構築を目的とするとすべき。
基本原則	<ul style="list-style-type: none"> 新たな生活様式確立を通じた低炭素社会構築 国際的協調 産業・就業の機会増大 エネルギー施策との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 確実かつ直線的に排出を削減 排出量情報等の情報公開 エネルギー政策その他の政策統合「エネルギー・気候変動省(仮称)」の設置 地方公共団体との役割分担、NGO等との協働による政策形成・実施 既存及び新規技術の普及、低炭素型産業の拡大、雇用の創出 経済の健全な発展との調和やエネルギーの安定供給の確保を配慮して排出削減を行うのではなく、排出削減をするなかで、経済の発展、必要なエネルギー供給の確保を行うことを基本原則とすべきこと 国際連帯・協力
中長期目標	<ul style="list-style-type: none"> 主要な国が、公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提 2020年までに25%、2050年までに80%を超える削減 	<ul style="list-style-type: none"> 削減目標は科学の要請に沿った法的拘束力のある目標でなければならない。 2020年25%の目標についての前提を削除すべき。(外部条件にかかる目標を定めた法律はありえない。世界の排出量の82%を占める国がコペンハーゲン合意を支持し、主要国の削減目標の基本を合意したと認められる。) ドイツ、ノルウェーは40%、イギリスは34%。日本は突出ではない。 「高い削減目標は国際競争力を強化」(立石義雄京都商工会議所会頭・朝日新聞2010年2月10日) 2012年までの目標・対策も、本基本法のもとに置かれるべき
再生可能エネルギー目標	<ul style="list-style-type: none"> 最終エネルギー消費量の20% 再生可能エネルギー、廃棄物による熱、コージェネ、空気熱、その他の合計の割合? 	<ul style="list-style-type: none"> 一次エネルギー供給の20%とすべきこと(エネルギー転換による排出量が30%を占める日本のような国はエネルギー転換ロス分も多く、これを除外した最終エネルギー消費量を基準とした目標は適切でない。) 真の再生可能エネルギー拡大の目標を掲げるべき。 大規模水力の新規は見込まず、ヒートポンプなどの空気熱は省エネルギーとダブルカウントを含む。 その他プラスチック燃料は除くべき。空気熱やエネルギーの高度利用は一次エネルギー供給ではなく、入れるべきでない。 最終エネルギー消費比20%は一次エネルギーで13%程度。最終エネルギー比であれば30%とするのであれば、意味ある目標とならない。
基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 総合的計画的推進計画 地球温暖化対策推進本部 	<ul style="list-style-type: none"> 政府だけで策定する計画でなく、議会で報告、承認 環境基本計画のもとに置かれる計画とすること
気候変動委員会		<ul style="list-style-type: none"> 独立した気候変動委員会による、目標と政策の見直し、助言
情報公開	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動、製品の利用に関する情報の提供・利用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動を含む排出量その他の温暖化に関する情報の公開はあらゆるセクターの政策形成及び実施への参加の基盤であり、国に公表を義務づけ。 何人にも情報公開請求権を規定を設ける エネルギー供給事業者の地方自治体への当該自治体での消費量等の情報提供義務を規定
市民参加	<ul style="list-style-type: none"> 広く国民の意見を求め、 	<ul style="list-style-type: none"> 認定環境保護団体の意見具申と政府、気候変動委員会の応答義務化など、政策形成過程への参加を保障 NGO等との連携、協働

基本的 施策	ETS	キャップ&トレード方式による国内排出量取引制度 ・一定の排出者 ・排出量の許容限度	キャップ&トレード法の制定 ・国全体の削減率を上回る削減率による対象事業所全体のキャップ ・一定規模の事業所(運輸業は事業者)の参加を義務(会社単位ではなく) ・総量での排出上限枠(原単位ではなく) ・発電所の排出は直接排出算定方式(間接排出ではなく) ・2011年度の運用開始を明記すべき ・排出枠の割当はベンチマークを基本 ・排出枠はオークション比率を順次高め、排出枠の配分の公平とオークション収益の再配分による低炭素経済への円滑な移行 ・地域版排出量取引による地域経済連携の可能性
	税	地球温暖化対策のための税の平成23年度からの実施	・汚染者負担の原則による課税と財政の両面で ・国内排出量取引の対象事業所には条件付き軽減 ・地球温暖化対策税は2011年度(平成23年度)実施開始とすべき。 ・必要に応じ石炭税も
	FIT	全量買取方式の固定価格買取制度の創出	再生可能エネルギー法の制定 ・全ての再生可能エネルギーの買取義務化(RPS法とエネルギー供給構造高度化法の全面改正) ・余剰電力ではなく、発電総量の固定価格買取義務 ・送電網の分離・再編、スマートグリッド化 ・2010年度から実施開始を明記
		フロン類の使用の抑制	・脱フロン化と漏洩規制
	その他	日々の暮らし	低炭素の住まいと暮らし ・断熱規制、省エネ法改正 ・NGO、地域協議会、地球温暖化防止活動推進センター、推進員らとの連携
		ものづくり	低炭素のものづくり ・地域の資源や自然、文化を活用した温暖化対策による産業と雇用の拡大
		地域づくり	低炭素の持続可能な地域づくり(まちづくり、交通、森林の保全と活用…)
地方自治体	自然的社会的条件に応じた温暖化対策の、総合的計画的推進・実施	・その地域の自然的・社会的・文化的資源を活用した分権時代の2050年80%削減・持続可能な地域計画 ・国の政策に上乘せ、横出し対策を可能とすること ・低炭素のまちとむらづくり、産業と雇用の創出、自然エネルギー利用の拡大、森林等の保全・活用	
適応計画	計画的に推進	・適応計画の国と地方自治体における策定・優先的実施 ・権限と財源の地方への移譲	
国際協調	国際的な連携の確保、技術・資金協力	・危険な気候変動防止と適応への国際合意づくりへの貢献 ・アジア諸国等への技術・資金の提供	
所轄行政	環境省と の共管？	環境省(エネルギー気候変動省(仮称))	